

被災者支援制度情報

市では、被災された皆さんの、災害復興に少しでもお役立ていただくために、「災害復旧支援制度」を取りまとめましたので、「活用ください。」

◆被災者生活再建支援金

▽支援内容

左記の対象世帯に「住宅の損害程度」と「再建方法」に応じて支援金を支給します。

▽対象世帯

- ▽被災証明書の程度により
 - ①住宅が「全壊」した世帯
 - ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③震災により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④住宅が半壊し、大規模な修繕を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

▽必要書類

- ①基礎支援金
 - ▽被災証明書・世帯全員の住民票の写し・印鑑・世帯主名義の預金通帳の写し・本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）
- ②加算支援金
 - ▽新築、購入、修繕、賃貸入居

▽支給額

世帯の構成員が2人以上		単位：万円		
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
世帯の構成員が1人		単位：万円		
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

※被災者生活再建支援金は、市が窓口となり、県を経由して被災者生活再建支援法人へ提出されます。

▽申請期間

- ①基礎支援金は、平成24年4月10日まで
- ②加算支援金は、平

市および融資機関が利子を補給し、低利で貸付を行います。

▽対象となる人

- 次の事項を満たす農業者が対象となります。
 - ▽みやぎ登米または南三陸農業協同組合の組合員で東日本大震災で施設など農業経営に係る被害を受けた農業者

▽資金の種類

- ①東日本大震災農業施設等災害復旧資金
- ②東日本大震災農業経営安定対策資金

▽貸付金利

0・5%

▽融資期間

融資機関は①②いずれも12年以内で据え置きが2年以内です。

▽必要書類

▽被災証明書、被災写真など

▽融資申込期間

東日本大震災農業施設等災害復旧資金 平成23年12月30日まで
東日本大震災農業経営安定対策資金 平成26年3月31日まで

▽融資受付相談窓口

みやぎ登米農業協同組合
金融窓口

0220(22)8115

または各町域の基幹支店、南三陸農業協同組合津山支店

▽問い合わせ

産業経済部 農村戦略推進室
0220(34)2491

成26年4月10日まで最寄りの総合支所市民福祉課に申請してください。

▽問い合わせ

市民生活部 市民生活課
0220(58)2118
各総合支所市民福祉課

◆保育所保育料および市立幼稚園授業料の減免

▽支援内容

左記の対象者に被害程度に応じて保育料・授業料を減免します。

▽対象となる人

震災により次のいずれかに該当する場合。

- ①所有または居住する住宅が、被災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定された世帯の保護者。
- ②生計中心者の死亡、長期入院、事業の廃止など著しい収入減があった世帯の保護者。

▽減免割合

対象者	減免割合
全壊の場合	全額
大規模半壊の場合	1/2
半壊の場合	1/2
①所有または居住する住宅が、被災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定された世帯の保護者 ②生計中心者の死亡、長期入院、事業の廃止など著しい収入減があった世帯の保護者	状況が異なる場合、収入見込みなどに応じて減免率を相談してください。

◆農業用施設災害復旧補助金

▽支援内容

震災により農業用施設※を復旧する場合、その費用の一部を補助します。

※農業用施設

- ①穀物乾燥調整施設
- ②畜産施設
- ③園芸施設

▽対象となる人

農業用施設の被害総額が30万円以上（補償額を差し引いた金額）の農業者（法人含む）

▽補助率など

補助率 1/3以内
補助金上限額 500万円

▽必要書類

補助金交付申請書、見積書または領収書、被災写真など

▽申請期間および申請先

平成23年9月30日まで
産業経済部農産園芸畜産課に申請してください。

▽問い合わせ

産業経済部 農産園芸畜産課
0220(34)2713

◆雇用保険失業給付金の特例措置

▽支援内容

震災による事業所の休・廃止によつて休職を余儀なくされ、賃金を受け取ることが出来ない状態にある人について、実際に離職していなくても雇用保険の基

▽対象となる期間

被災した月の翌月から1年以内

▽必要書類

【保育所保育料】
保育料減免申請書、被災証明書（写し可）、印鑑、離職証明書など

【幼稚園授業料】

市立幼稚園授業料減免申請書

▽申請期間および申請先

【保育所保育料】
平成24年3月31日まで

【幼稚園授業料】

最寄りの総合支所市民福祉課

▽問い合わせ

【保育所保育料】
福祉事務所 子育て支援課
0220(58)5562
各総合支所市民福祉課

【幼稚園授業料】

教育委員会学校教育課
0220(34)2679

◆児童生徒就学援助費の補助

▽支援内容

左記の対象者に、就学援助費（学用品費・通学用品費・学校給食費）などを助成します。

▽対象となる人

震災により次のいずれかに該当する人。

本手当を需給できる措置です。

▽申請期間

随時受け付けます。

※助成額や必要書類については、

迫公共職業安定所にお問い合わせください。

▽問い合わせ

迫公共職業安定所
0220(22)8609

児童生徒就学援助費の補助 単位：円

助成科目	小学校	中学校
①学用品費	11,100	21,700
②通学用品費	2,170	2,170
③校外活動費（宿泊なし）	1,510	（上限）2,180
④校外活動費（宿泊あり）	3,470	（上限）5,840
⑤新入学用品費	19,900	22,900
⑥修学旅行費	20,600	55,700
⑦学校給食費	45,600	54,000
⑧医療費	実費支給（トラコーマおよび結膜炎・う歯など学校保健安全法で定められた疾病が対象）	

▽問い合わせ

教育委員会活き生き学校支援室
0220(34)2546

◆東日本大震災農業施設等災害復旧等資金

▽支援内容

左記の資金の借入利息に対し、

【東日本大震災被災者支援制度】

▽このページでは、代表的な支援制度を掲載しています。
▽このほかにも「経済・生活面の支援」、「住まいの確保・再建のための支援」、「農林業者・中小企業者のための支援」、「災害に対応した融資」など、支援の目的別に45項目ほどの支援制度があります。
詳しくは、広報とめ別冊「東日本大震災被災者支援制度一覧」をご覧ください。
▽各支援制度に関する詳細については、支援制度一覧に記載した担当課、または最寄りの総合支所担当課にお問い合わせください。